

# 全養協「令和6年度 入所児童等実態調査」回答マニュアル

◇WEB形式で調査にご協力ください。全養協 HP (<https://www.zenyokyo.gr.jp/>) トップページ  
の【入所児童等調査バナー】からアクセスし、回答してください。

◇入力途中から再開したい場合、本調査回答ページに掲載されている【再開用 URL】にアクセスすると、他のパソコンなどの端末でも途中から再開することができます。あらかじめ、ブックマーク・お気に入りなどに登録し、ご活用ください。

◇本調査回答ページの【印刷する】ボタンを押下すると、その時点の回答画面を印刷することができます。なお、調査の回答にあたり、出力紙の郵送や FAX、メール添付による送信等による回答は、受け付けておりません。

◇以下は、回答方法や用語の解釈をご説明しています。適宜ご覧の上、設問へのご回答をお願いします。

◇後日、記入内容についてお尋ねすることもありますので、あらかじめご了承ください。

◇ご不明な点は、下記担当まで、お問い合わせください。

## 【回答システムに関する問い合わせ】

株式会社インターコミュニティ（担当：柴原・長谷川）

TEL：03-3748-6288 / FAX：03-3748-6289

E-mail：[seisaku@ic-j.com](mailto:seisaku@ic-j.com)

## 【調査の趣旨等に関する問い合わせ（事務局）】

全国児童養護施設協議会事務局（担当：平野、伊藤）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL：03-3581-6503 / FAX：03-3581-6509

E-mail：[zenyokyo@shakyo.or.jp](mailto:zenyokyo@shakyo.or.jp)

※以下の見出し番号は、調査票の設問番号と同じです。全ての設問についての記載はしていません。

※法人内で複数の児童養護施設が全養協に加入している場合、会員となっている施設ごとに回答をお願いします。

\*\*\*\*\*

「2. 年齢・性別－入所児童数」

- 令和6年4月1日現在、児童養護施設に入所している児童数について、ご回答ください。  
また、うち数として、令和6年4月1日現在において、本園で生活している児童、分園で生活している児童のいずれかをご回答ください。
- 措置児童、措置延長児童、私的契約児童を含めた児童数をご記入ください。(以降、すべての調査項目に該当します。)
- 「合計」欄と、「うち数の合計」は一致します。

「3. 入所児童の心身の状況－入所児童数」

- 令和6年4月1日現在、児童養護施設に入所している児童の心身の状況について、4月1日時点で顕在化していた状況のみご回答ください（複数回答可）。
- 「2. 年齢・性別－入所児童数」で回答いただいた児童数の合計と一致します。
- 診断書、手帳等の取得の有無に関わらず、施設長の判断によりご回答ください。

「4. 入所児童の被虐待の状況－入所児童数」

- 令和6年4月1日現在、児童養護施設に入所している児童の被虐待の状況について、ご回答ください。
- 「2. 年齢・性別－入所児童数」で回答いただいた児童数の合計と一致します。
- 「虐待をうけていた」と回答した児童について、該当する被虐待の種類を「虐待の内訳」欄にご回答ください。
- 例) ネグレクト、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待を受けていた場合、「1」  
ネグレクト、心理的虐待、性的虐待を受けていた場合、「4」

「5. 入所時の年齢－入所児童数」

- 令和6年4月1日現在、児童養護施設に入所している児童の入所時の年齢について、ご回答ください。
- 「2. 年齢・性別－入所児童数」で回答いただいた児童数の合計と一致します。

「6. 入所前の所在－入所児童数」

- 令和6年4月1日現在、児童養護施設に入所している児童の入所前の所在について、ご回答ください。
- 「2. 年齢・性別－入所児童数」で回答いただいた児童数の合計と一致します。
- 「一時保護を経て措置入所」の欄には、入所児童のうち、同施設内での一時保護委託、あるいは児童相談所での一時保護を経て、措置入所となった児童の一時保護前の所在について、人数をご回答ください。
- 「一時保護を経ずに措置入所」の欄には、入所児童のうち、一時保護委託を通さずに、措置入所として入所した子どもの、入所前の所在について、人数を回答ください。

#### 「7. 入所理由－入所児童数」

- 令和6年4月1日現在、児童養護施設に入所している児童の入所理由について、ご回答ください。
- 「2. 年齢・性別－入所児童数」で回答いただいた児童数の合計と一致します。
- 入所理由は入所児童一人につき1つ、ご回答ください。入所理由が重複する場合は、「より優先する項目」を1つ、施設長のご判断により選択ください。
- 措置変更により入所した場合は、措置変更前の施設等への入所理由をご回答ください。

#### 「8. 在所期間別－退所児童数」

- 令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間において、児童養護施設を退所した入所児童の、在所期間別の退所時の年齢について、ご回答ください。  
※ 一時保護から措置入所にならず退所した児童は含みません。  
※ 1ヶ月未満とは、入所した日の翌月の同一日の前日まで。

#### 「9. 退所理由別－退所児童数」

- 令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間において、児童養護施設を退所した入所児童の、退所理由別の退所時の年齢について、ご回答ください。  
※ 一時保護から措置入所にならず退所した児童は含みません。
- 「8. 在所期間別－退所児童数」で回答いただいた児童数の合計と一致します。

#### 「10. 入所時の年齢－新規入所児童数」

- 令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間において、新規で児童養護施設に入所した児童の、入所時の年齢について、ご回答ください。  
※ 一時保護から措置入所にならず退所した児童は含みません。

#### 「11. 児童相談所からの一時保護の委託について」

- 令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間で受けた、児童相談所からの一時保護委託の件数やその後、入所に至った件数について、ご回答ください。  
例) 1人の児童が年間を通じて、2回一時保護された場合は、2件となります。  
※ 上記期間中に一時保護を開始した案件となります。上記期間以前に受け、継続している一時保護委託は除きます。

#### 「12. 年齢・性別－入所児童数」

- 令和6年10月1日現在、児童養護施設に入所している児童の年齢について、ご回答ください。また、うち数として、令和6年10月1日現在において、本園で生活している児童、分園で生活している児童のいずれかをご回答ください。
- 「合計」欄と、「うち数の合計」は一致します。